平成２８年（フ）第７６３号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田19番地　ベルビレッジ上汐田704号、開始決定時の住所名古屋市緑区桶狭間森前2218番地
破産者　伊東　吉彦
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６８号
大阪市平野区瓜破２丁目１番６－406、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目６番30－601号
破産者　二本柳喜美代
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４８号
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１－1308号
破産者　間下　和美
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８３号
大阪市東成区大今里南５丁目３番20－605号、開始決定時大阪市都島区東野田町１丁目９番16－1001号
破産者　山縣　明子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９４号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番19－505号
破産者　秋澤　秀夫
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド３号棟1408号
破産者　小松　甲三
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１７号
和歌山県有田郡有田川町大字水尻262番地
破産者　Ｗ．Ｊ．Ｆ磯田商事こと　磯田　　稔
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
和歌山市古屋104－１　グリーンフル垣内506号室、住民票上の住所和歌山市木ノ本55番地13
破産者　大川　聖子（旧姓今井）
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
岡山県倉敷市四十瀬１番地７
破産者　橋本　賢一
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番２－1001号
破産者　山崎　慎吾
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８８号
熊本県上益城郡益城町大字安永485番地１エレガンテ・アロッジオＫ106号、開始決定時の住所熊本県上益城郡益城町大字安永718番地１
破産者　森永　淑子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
岐阜市蔵前５丁目20番４－206号　（グレース蔵前）、前住所岐阜県羽島郡岐南町三宅８丁目129番地
破産者　谷村　俊雄
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
岐阜市竜田町６丁目７番地、住民票上の住所岐阜市玉宮町２丁目６番地
破産者　山口　正人
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日１－105号、開始決定時の住所宮崎市柳丸町72番地　サーパス柳丸104号
破産者　中野　好浩
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４１号
宮崎県日向市大字財光寺1255番地１、開始決定時の住所宮崎市清武町木原5526番地２
破産者　八田　一子（旧姓黒木）
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１５号
宮崎県日向市大字財光寺3610番地１
破産者　木田　國子
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部